

# 国立大学法人群馬大学事務組織規程

|    |            |                       |
|----|------------|-----------------------|
|    | 平成17. 4. 1 | 全改                    |
| 改正 | 平成18. 4. 1 | 平成18. 6. 1平成19. 4. 1  |
|    | 平成19.12. 1 | 平成20. 4. 1 平成20.12. 1 |
|    | 平成21. 4. 1 | 平成21. 6.24 平成22. 4. 1 |
|    | 平成23. 4. 1 | 平成23.11. 1 平成25. 4. 1 |
|    | 平成25. 8. 1 | 平成26. 4. 1 平成27. 4. 1 |
|    | 平成28. 4. 1 | 平成28. 7. 1 平成29. 5. 1 |
|    | 平成30. 4. 1 | 平成30. 9. 1 令和元.10. 1  |
|    | 令和 2. 4. 1 | 令和 2.11. 1 令和 3. 4. 1 |
|    | 令和 4. 4. 1 | 令和 5. 4. 1 令和 7. 4. 1 |
|    | 令和 7.10. 1 | 令和 8. 4. 1            |

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則第15条第2項の規定に基づき、事務局等に関し必要な事項を定める。

### (事務局等)

第2条 国立大学法人群馬大学に事務局、監査室及び事務部を置く。

### (事務局の組織)

第3条 事務局に総務部、財務部、学務部、研究推進部及び施設運営部を置く。

- 2 総務部に総務課、人事労務課及び企画評価課を置く。
- 3 財務部に財務課及び経理課を置く。
- 4 学務部に教務課、学生支援課、学生受入課及び海外交流課を置く。
- 5 研究推進部に研究推進課、産学連携推進課及び総合情報メディアセンター課を置く。
- 6 施設運営部に施設企画課、施設整備課及び昭和施設課を置く。

### (学部等に置く事務部の組織)

第4条 共同教育学部、情報学部、昭和地区及び桐生地区にそれぞれ事務部を置く。

- 2 昭和地区事務部に総務課、学務課、管理運営課、医事課及び医療支援課を置く。
- 3 桐生地区事務部に事務課を置く。

### (課等の組織)

第5条 事務局、昭和地区事務部及び桐生地区事務部の各課並びにその他の事務部に、それぞれ係を置く。

### (事務局長)

第6条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を総理し、第4条に規定する事務部の事務について総括し、及び調整する。

### (部長等)

第7条 事務局の各部、昭和地区事務部及び桐生地区事務部に部長を置く。

2 部長は、当該部又は事務部の事務を掌理する。

第8条 昭和地区事務部に、次長を置く。

2 次長は、部長の職務を助け、当該事務部の事務を整理する。

(課長等)

第9条 各課に課長を置き、共同教育学部及び情報学部の事務部に事務長を置く。

2 課長及び事務長は、当該課又は事務部の事務を処理する。

第10条 必要に応じて、課に副課長を、共同教育学部及び情報学部の事務部に副事務長を置くことができる。

2 副課長及び副事務長は、課長又は事務長を補佐する。

第11条 係に係長を置き、必要に応じて主任を置くことができる。

(調査役)

第12条 事務局に必要に応じて調査役を置くことができる。

2 調査役は、事務局長の特命事項を処理する。

(専門員)

第13条 事務局の各部及び事務部に、必要に応じて専門員を置くことができる。

2 専門員は、当該部又は事務部の事務のうち専門的事項を主導する。

(専門職員)

第14条 各課及び事務部に、必要に応じて専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、当該課又は事務部の事務のうち専門的事項を処理する。

(室長等)

第15条 監査室に室長を置く。

2 室長は、室の事務を処理する。

3 監査室に、必要に応じて専門職員を置くことができる。

(附属学校の事務室)

第16条 共同教育学部附属小学校(附属幼稚園を含む。)、附属中学校及び附属特別支援学校に事務室を置き、共同教育学部の事務部の係がその事務を処理する。

## 第2章 事務局

(総務部の事務分掌)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 学長及び理事の秘書に関すること。

(3) 危機管理に関すること。

(4) 儀式その他諸行事に関すること。

(5) 学長選考・監察会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会その他会議に関すること。

(6) 渉外に関すること。

(7) 公印に関すること。

(8) 文書の接受、発送、整理、管理及び保存に関すること。

- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 個人情報の保護に関すること。
- (11) 学則その他諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (12) 広報に関すること（学生受入課の所掌するものを除く。）。
- (13) 群馬大学基金に関すること。
- (14) ダイバーシティ推進センターに関すること。
- (15) 調査、統計その他諸報告に関すること。
- (16) その他他の部及び課の所掌に属しない事務を処理すること。

第18条 人事労務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任用計画、人事管理等に関すること。
- (2) 職員の俸給の決定、昇給及び昇格等に関すること。
- (3) 職員の給与の支給に関すること。
- (4) 職員の所得税、地方税及び宿舍使用料等に関すること。
- (5) 就業規則に関すること。
- (6) 職員の労働時間、倫理及び服務等に関すること。
- (7) 職員の栄典、表彰及び懲戒に関すること。
- (8) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (9) 職員の健康管理、福利厚生及び災害補償に関すること。
- (10) 職員の退職手当に関すること。
- (11) 共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業に関すること。
- (12) 職員団体に関すること。
- (13) 課の所掌事務の調査、統計及び諸報告に関すること。
- (14) その他人事に関する事務を処理すること。

第19条 企画評価課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来計画、大学改革等に係る調査、企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 大学の事務機構の改善・合理化に関すること。
- (4) 大学評価（自己評価、外部評価、認証評価及び第三者評価）に係る企画、立案及び連絡調整に関すること。
- (5) 大学評価に係る結果の公表に関すること。
- (6) 大学評価室に関すること。
- (7) その他大学改革等に係る企画に関する事務を処理すること。

（財務部の事務分掌）

第20条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 会計諸規則に関すること。
- (3) 中期計画における予算に関すること。
- (4) 予算配分及び執行管理に関すること。
- (5) 財務諸表の作成及び決算に関すること。
- (6) 借入金及び積立金に関すること。

- (7) 資金の管理・運用に関すること。
- (8) 計算証明に関すること。
- (9) 固定資産（50万円未満の少額資産を含む。）の管理に関すること。
- (10) 教職員等の宿舍に関すること。
- (11) 損害保険の総括に関すること。
- (12) 会計機関の公印に関すること。
- (13) 会計に関する渉外事務を処理すること。
- (14) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (15) その他財務部の所掌事務で経理課の所掌に属しない事務を処理すること。

第21条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 旅費及び謝金に関すること。
- (2) 現金・預金及び有価証券の出納に関すること。
- (3) 債権及び収入金の管理に関すること。
- (4) 受託研究費等の産学連携経費及び寄附金の経理に関すること。
- (5) 預り金及び科学研究費等預り補助金の経理に関すること。
- (6) 共済組合の支払に関すること。
- (7) 物品調達に関すること。
- (8) 物品の管理に関すること。
- (9) 伊香保研修所の管理に関すること。
- (10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (11) その他会計経理及び契約に関する事務を処理すること（施設運営部の所掌するものを除く。）。

（学務部の事務分掌）

第22条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教務に関し、総括及び連絡調整すること。
- (2) 学生の修学指導に関し、連絡調整すること。
- (3) 課程認定に関すること。
- (4) 教養教育に関すること。
- (5) 学位に関すること。
- (6) 学生の学籍に関すること。
- (7) 学生の賞罰に関すること。
- (8) 学生の単位認定に係るインターンシップに関すること。
- (9) 学生の単位認定に係るボランティア活動に関すること。
- (10) 学生の正課内における事件・事故に関すること。
- (11) 他大学等との単位互換に関すること。
- (12) 公開授業に係る高大連携に関すること。
- (13) 特別の課程に関すること。
- (14) 大学教育・学生支援機構に関すること。
- (15) 大学教育センターに関すること。
- (16) グローバルイニシアチブセンターに関すること（海外交流課の所掌するものを除

く。 ) 。

(17) 大学会館の管理運営に関すること。

(18) 学務部の庶務及び会計に関すること。

(19) 課の所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。

(20) その他学務部の所掌事務で学生支援課、学生受入課及び海外交流課所掌に属しない事務を処理すること。

第23条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生の支援に関し、総括及び連絡調整すること。

(2) 学生相談に関すること。

(3) 学生に対する奨学金（海外交流課の所掌に関するものを除く。）に関すること。

(4) 学生の入学科及び授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。

(5) 学生の生活支援施設及び研修施設の管理運営に関すること。

(6) 学生に対する就職の指導、相談及びあっせんの総括に関すること。

(7) 学生のインターンシップ（単位認定に係るものを除く。）に関すること。

(8) 学生の就業力育成支援に関すること。

(9) 障害学生の支援に関すること。

(10) 学生のボランティア活動（単位認定に係るものを除く。）に関すること。

(11) 学生の課外活動に関すること。

(12) 学生及び学生団体に対する全学的な指導・助言に関すること。

(13) 課外活動施設及び体育施設の整備及び管理に関すること。

(14) 学生の正課外における事件・事故に関すること。

(15) 学生の通学証明書及び旅客運賃割引証に関すること。

(16) 学生支援センターに関すること。

(17) 健康支援総合センターに関すること。

(18) 課の所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。

(19) その他学生の支援に関する事務を処理すること。

第24条 学生受入課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 入学者選抜に関し、総括及び連絡調整すること。

(2) 入学者選抜に係る広報及び情報提供の総括に関すること。

(3) 入学者選抜に係る高大連携の総括に関すること。

(4) 入学者選抜方法の改善に関し、企画・立案すること。

(5) 学生募集及び入学試験に関すること。

(6) アドミッションセンターに関すること。

(7) 課の所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。

(8) その他学生受入れに関する事務を処理すること。

第25条 海外交流課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 教育に係る海外交流に関し、総括及び連絡調整すること。

(2) 教育に係る海外交流の推進に関すること。

(3) 教育に係る国際的な組織間協定（研究推進課の所掌に関するものを除く。）に関すること。

- (4) 外国人留学生の受入れに関する事。- (5) 外国人留学生の修学支援及び生活支援に関する事。
- (6) 学生の海外派遣に関する事。
- (7) グローバルイニシアチブセンター運営会議に関する事。
- (8) 国際交流会館（桐生地区事務部の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (9) 課の所掌事務に係る調査統計及び報告に関する事。
- (10) その他教育に係る海外交流に関する事務を処理する事。

（研究推進部の事務分掌）

第26条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究・産学連携推進機構（産学連携推進課の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (2) 未来先端研究機構に関する事。
- (3) 科学研究費補助金及び研究拠点形成費補助金の採択支援に関する事。
- (4) 各種研究助成金に関する事。
- (5) 研究支援情報の発信に関する事。
- (6) 研究活動上の安全管理に関する事。
- (7) 研究員・研修員等に関する事。
- (8) 研究の国際化の推進に関する事。
- (9) 国際的な組織間協定（海外交流課の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (10) 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理（産学連携推進課の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (11) その他研究推進部の所掌事務で産学連携推進課及び総合情報メディアセンター課の所掌に属しない事務を処理する事。

第27条 産学連携推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究・産学連携推進機構（研究推進課の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (2) 地域連携推進室に関する事。
- (3) 民間等と協働して行う研究及び寄附金の受入れに関する事。
- (4) 寄附講座等に関する事。
- (5) 学外教育研究機関との連携及び地域との連携・協力に関する事。
- (6) 生涯学習に関する事。
- (7) 公開講座に関する事。
- (8) 成果有体物に関する事。
- (9) 利益相反に関する事。
- (10) 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理（研究推進課の所掌に関するものを除く。）に関する事。
- (11) 数理データ科学教育研究センターに関する事。
- (12) 食健康科学教育研究センターに関する事。
- (13) コアファシリティ総合センターに関する事。
- (14) その他産学連携推進課に関する事務を処理する事。

第28条 総合情報メディアセンター課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報化推進に関する事。
- (2) 情報教育に関する事。
- (3) 情報セキュリティに関する事。
- (4) ネットワークの整備、管理運用に関する事。
- (5) 図書館に関する事。
- (6) 課の所掌事務に係る調査統計及び報告に関する事。
- (7) その他総合情報メディアセンターに関する事務を処理する事。

(施設運営部の事務分掌)

第29条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設に係る整備、管理運営（以下「施設整備等」という。）に関し、総括及び連絡調整する事。
- (2) 施設整備等の長期計画に関する事。
- (3) 施設整備等に係る中期目標・中期計画等に関する事。
- (4) 施設整備等に係る調査・点検評価に関する事。
- (5) 施設整備等に係る予算管理に関する事。
- (6) 工事及び役務の入札及び請負契約事務に関する事。
- (7) 防災に係る基本方針の企画、立案及び調整に関する事。
- (8) 施設の環境管理及び安全管理に係る企画、立案、調整、報告及び届出に関する事。
- (9) 施設の管理運営に係る役務・営繕工事に関する事。
- (10) 施設の管理運営に係る支出手続に関する事。
- (11) 施設の管理運営に係る届出及び報告に関する事。
- (12) その他施設運営部の所掌事務で施設整備課及び昭和施設課の所掌に属しない事務を処理する事。

第30条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備等に係る計画に関する事。
- (2) 施設整備等に係る予算要求資料の作成に関する事。
- (3) 施設整備等に係る設計及び積算に関する事。
- (4) 施設整備等に係る施工監理及び検査に関する事。
- (5) 施設整備等に係る届出及び報告に関する事。
- (6) 施設整備等に係る指導助言に関する事。
- (7) 施設整備等に係る技術資料の収集及び調査に関する事。
- (8) その他施設整備に関する事。

第31条 昭和施設課においては、昭和地区に係る次の業務をつかさどる。

- (1) 施設整備等に関し総括及び連絡調整する事。
- (2) 施設整備等の長期計画に関する事。
- (3) 施設整備等に係る調査・点検評価に関する事。
- (4) 施設整備等に係る予算要求資料の作成に関する事。
- (5) 施設整備等に係る設計及び積算に関する事。
- (6) 施設整備等に係る施工監理及び検査に関する事。

- (7) 施設整備等に係る届出及び報告に関すること。
- (8) 役務の入札及び請負契約事務に関すること。
- (9) 施設の管理運営に係る役務・営繕工事に関すること。
- (10) 施設の管理運営に係る支出手続に関すること。
- (11) 施設の環境管理及び安全管理に係る企画、立案、調整、報告及び届出に関すること。
- (12) 不動産の管理に関すること。
- (13) 課の所掌業務の諸報告に関すること。
- (14) その他施設に関する事務を処理すること。

### 第3章 監査室

第32条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 内部監査結果の報告に関すること。
- (3) 監事監査の補助に関すること。
- (4) その他学長の命を受けて行う監査に関すること。

### 第4章 共同教育学部及び情報学部

第33条 共同教育学部及び情報学部の事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 教務及び学生の厚生補導に関すること。
- (3) 学生の単位認定に係るインターンシップ及びボランティア活動に関すること。
- (4) 附属学校に関すること(共同教育学部のみ)。
- (5) 附属の研究施設に関すること(共同教育学部のみ)。
- (6) 学生の募集及び入学試験に関すること。
- (7) 大学評価に関すること。
- (8) 中期目標・中期計画に関すること。

### 第5章 昭和地区事務部

第34条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医学部、医学系研究科(附属研究施設を含む。)、保健学研究科、医学部附属病院及び生体調節研究所の事務を総括し連絡調整すること。
- (2) 中期目標・中期計画の策定及び実施計画の立案に関すること。
- (3) 儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 教授会、臨床主任会議その他諸会議に関すること。
- (5) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (6) 公文書類を接受し、発送し、及び整理保存すること。
- (7) 広報(入学者の選抜に関するものを除く。)に関すること。
- (8) 職員の任免及び給与の手続きに関すること。
- (9) 職員の服務規律に関すること。

- (10) 職員団体に関すること。
- (11) ダイバーシティ推進センターに関すること。
- (12) 渉外に関すること。
- (13) 卒後臨床研修に関すること
- (14) 大学評価に関すること。
- (15) 病院運営の基本方針に関すること。
- (16) 重粒子線医学推進機構に関すること。
- (17) 調査、統計その他諸報告に関すること。
- (18) その他昭和地区事務部の所掌事務で学務課、管理運営課、医事課及び医療支援課の所掌に属しない事務を処理すること。

第35条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) 学生の学籍その他記録に関すること。
- (5) 学生の課外活動に関すること。
- (6) 学生の福利厚生に関すること。
- (7) 解剖体の事務に関すること。
- (8) 所掌事務の調査統計に関すること。
- (9) その他教務及び学生の厚生補導に関すること。

第36条 管理運営課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関する総括及び連絡調整すること。
- (2) 給与の支給に関すること。
- (3) 旅費及び謝金に関すること。
- (4) 現金・有価証券の収納に関すること。
- (5) 予算要求に関すること。
- (6) 予算の経理に関すること。
- (7) 受託研究（治験）契約に関すること。
- (8) 物品の調達及び管理に関すること。
- (9) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (10) その他学務課、医事課及び医療支援課の所掌に属しない会計に関する事務を処理すること。

第37条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療報酬の請求及び収納並びに診療報酬債権の管理に関すること。
- (2) 医療情報システム管理に関すること。
- (3) 診療情報等の管理に関すること。
- (4) 医事統計に関すること。
- (5) 先進医療等保険外併用療養費に関すること。
- (6) 医療訴訟に関すること。
- (7) 医療安全対策及び感染対策に関すること。

(8) その他医事に関すること。

第38条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療報酬の算定及び診療報酬明細書の作成に関すること。
- (2) 患者の受付及び案内に関すること。
- (3) 公費負担医療制度及び社会福祉制度等に関すること。
- (4) 患者及びその家族への相談・支援に関すること。
- (5) 患者環境の整備に関すること。
- (6) 病院ボランティアに関すること。
- (7) 地域医療機関等との連携に関すること。
- (8) 診療部門等の事務支援に関すること。
- (9) その他医療支援に関すること。

#### 第6章 桐生地区事務部

第39条 事務課においては、理工学部、理工学府及び食健康科学研究科の次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 教務及び学生の厚生補導に関すること。
- (3) 学生の単位認定に係るインターンシップ及びボランティア活動に関すること。
- (4) 附属の研究施設に関すること。
- (5) 桐生地区の施設・設備の維持保全に関すること。
- (6) 学生の募集及び入学試験に関すること。
- (7) 大学評価に関すること。
- (8) 中期目標・中期計画に関すること。

#### 第7章 雑則

第40条 課長及び事務長は、所掌する業務について、それぞれ業務一覧を作成する。

#### 附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。